

シ推委第6号 瑞浪駅北地区道路等整備検討及び実施設計業務 特記仕様書

1. 業務範囲

本特記仕様書は、瑞浪市（以下「本市」という）が受注者に対して委託する「シ推委第6号 瑞浪駅北地区道路等整備検討及び実施設計業務」（以下「本業務」という。）に適用し、本業務を実施する上で必要な作業方法及び遵守すべき事項について定めるものとする。

また、本業務は、設計業務等共通仕様書（岐阜県）及び本特記仕様書並びに契約書、関係法令を遵守するものとする。

2. 業務目的

本業務は、並行して設計等が実施される駅北地区の複合公共施設整備、駅南地区の市街地再開発事業と併せて、市営駅北駐車場の拡張、市道駅北ロータリー線の改良、地下自由通路の高質化等の設計を行うことを目的とする。これらの整備により、瑞浪駅周辺を地域住民だけでなく、訪れる人々や駅利用者にとっても、便利で滞在したくなり、多世代が交流できるような空間とし、人々がまちに訪れ活動することで、活性化を図り将来にわたり魅力あるまちとすることを目指すものである。

3. 業務期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4. 業務対象範囲

瑞浪市寺河戸町地内

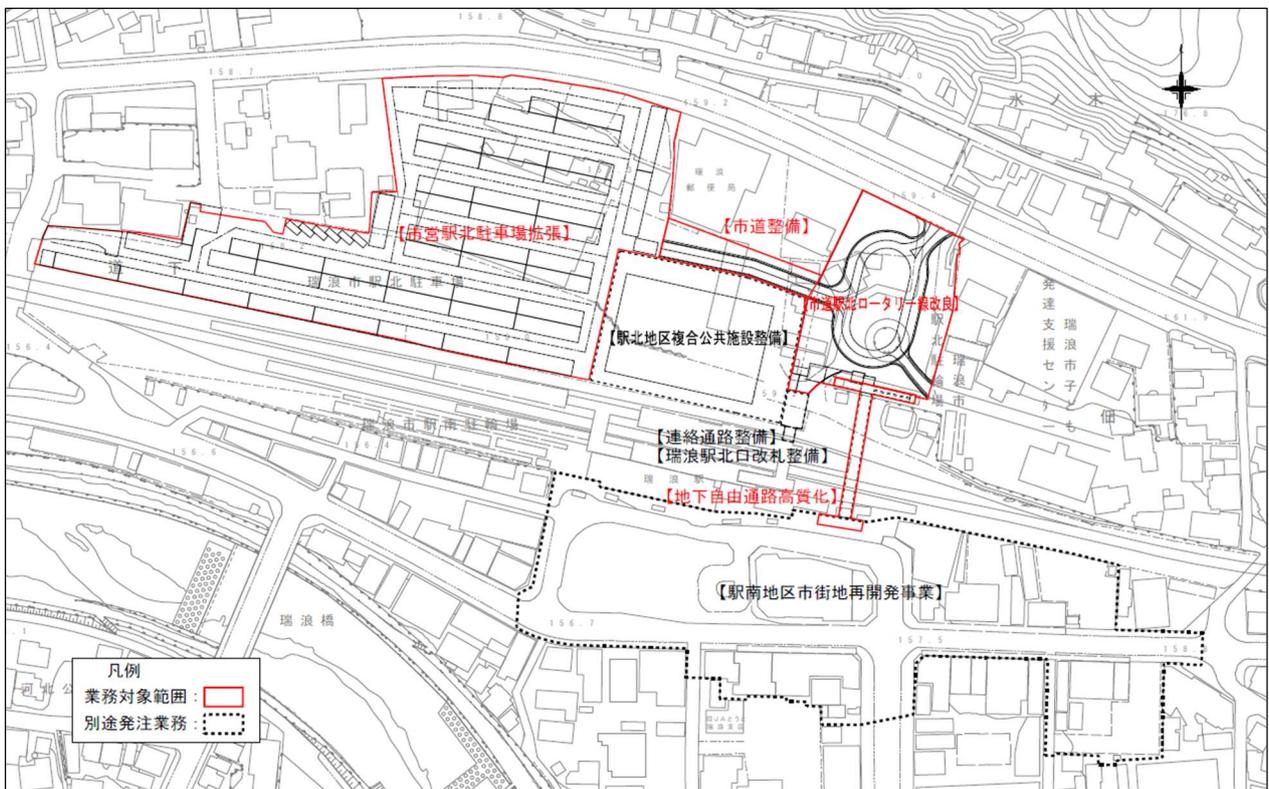


図-1 業務計画位置図

5. 配置技術者について

管理技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの資格を有するものを配置すること。

- ・技術士（建設部門「都市及び地方計画」又は「道路」）
- ・技術士（総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」）
- ・RCCM（都市及び地方計画）

6. 業務内容

6.1. 予備検討業務

駅周辺事業の関連計画を踏まえ、交通機能の確保や、便利で滞在したくなるような空間の創出を図るため予備検討業務を行う。

- (1) 駐車台数の確認
- (2) ロータリー機能の検討
(バス、タクシー、一般車等の各乗降バースの検討)
- (3) 車道、歩道、地下自由通路等の想定交通量・幅員等の検討
- (4) 滞留施設、広場空間（ロータリー周囲の歩行者空間等）等の機能・規模の検討
- (5) 排水設計の検討
- (6) その他、必要機能（サイン、道路標識等）及び規模（設置位置、仕様）の検討

6.2. 実施設計業務

予備検討業務を踏まえ、整備に必要となる実施設計業務を行う。

- (1) 与条件の確認及び調査
 - ・与条件の整理や関連計画の把握と整理
 - ・適用設計条件や設計基準の確認
 - ・現地細部確認調査（敷地境界、既存物の状況、供給施設整備 など）

- (2) コンセプトの確認及び設計方針の検討

瑞浪駅周辺を、地域住民だけでなく、訪れる人々や駅利用者にとっても、便利で滞在したくなるような、多世代が交流できるような空間を目指し、まちづくりのコンセプトを「未来の子どもたちに渡せるまち」としている。エリア全体として、便利で居心地が良く歩いてみたくなるまちなみを目指すため、以下の検討を行う。

- ・コンセプトに沿った計画地の将来像を実現するための設計方針を検討する。
- ・設計方針の検討にあたっては、駅北地区複合公共施設整備、駅南地区市街地再開発事業を見据えた内容とする。

<関連計画>

- ・瑞浪駅周辺まちづくり基本方針
- ・瑞浪駅北地区複合公共施設基本計画

- (3) 実施設計

実施設計を行うにあたり、下記事項について留意すること。なお、将来的に低廉な維持管理費用となるよう配慮した設計とすること。

- ・意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定
- ・安全性・機能性に関する検討と設定
- ・施工性・市場性に関する検討と設定・快適性・居心地の良さに関する検討と設定
- ・既存施設の保存・撤去・再利用に関する検討と設定
- ・目標工事費との調整

ア) 道路等整備設計

予備検討により確認された機能を踏まえ、市道駅北ロータリー線及び、関連道路（ロータリーから駐車場、北側県道及び南東側市道に接続される道路）の設計を行うこと。

イ) 駐車場整備設計

本市にて算定した、駅北駐車場の必要台数を確保した設計を行うこと。また、既存駐車場部分については、暫定形として現状のままの活用も検討すること。駐車場機器についても更新の計画を行うこと。

ウ) 地下自由通路整備設計

駅南北の地区をつなぐ地下自由通路及び階段について、設計方針をもとに設計を行う。地下自由通路については、既設の躯体を活用する計画とすること。また、地下自由通路につながるエレベーターについても今回の改修に合わせて設計を行うこと。

エ) 排水設計

整備区域に係る雨水排水計画を検討し、排水施設の必要断面や配置等について検討及び設計を行う。なお、駅北地区複合公共施設区域内にある既設排水路については、本業務の区域内に切り回す設計とすること。

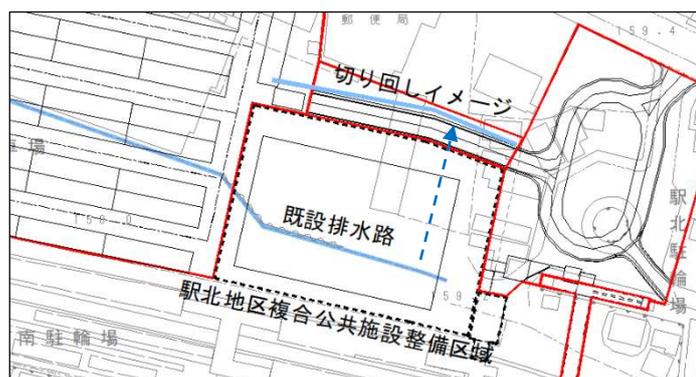


図-2 水路切り回しイメージ図

(4) 施工計画（仮設計画）

既存施設の切り回し方法や、本工事及び関連工事の施工ステップ、施工方法等の確認を行い、工事による利用者及び、周辺事業への影響が少なくなるよう関連工事も見据えた施工計画を検討すること。検討にあたり適切に課題の抽出を行い、対策方法も示した施工計画を立案すること。

(5) デザインガイドライン素案の作成

瑞浪駅周辺まちづくりのデザインガイドラインは、関連事業等の関係者の合意をもって作成される。本業務では上記の検討・設定した将来像を実現するため、デザインガイドラインの意義を理解し、瑞浪駅周辺まちづくりにおいて意匠面や景観面の統一を促進するガイドラインの素案を作成する。

(6) 実施設計図の作成

与条件や前述の検討結果を踏まえ、工事を実施するのに必要な実施設計図を作成する。なお、縮尺は発注者と協議するものとする。

(7) 数量計算

- ・実施設計に基づく施工数量や材料の計算
- ・実施設計に伴う応力や容量の計算

(8) 概算工事費の算出

提供された単価、または見積り徴収による単価に基づき工事費の算出を行う。見積書を取得する場合は、前提となる条件を設定したうえ、原則として3社以上から取得し、見積内容及び見積書発行会社連絡先が記載された一覧表を作成する。取得した見積書については算定資料として成果品とともに提出する。

6.3. 撤去設計業務

(1) 既存施設の現況把握

既存施設の劣化状況把握と評価、ならびに現況図整理を行う。過去の図面が無ければ個別に計測し測定図の作成を行う。（特に、埋設基礎部や埋設管関係等）

(2) 撤去関係図の作成

撤去する施設を示した平面図、数量算出のための詳細図・想定図・根拠図等を作成する。

(3) 撤去等数量計算

通常の数値計算に加えて、素材分類毎の搬出量、運搬距離等を算出する。

6.4. 報告書作成

上記検討資料を取りまとめ、報告書作成する。

6.5. 照査

基礎情報、敷地情報の把握と設計計画の適正及び設計成果品のほか、設計方針や重要事項について、適正確認や妥当性の照査を行う。

6.6. 打合せ協議

(1) 打合せ協議

業務の主要な区切りにおいて、発注者と打合せ・協議を行う。

実施する回数は下記を基本とし、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が出席するものとする。中間時はWEBでの打合せも可とする。

1) 業務着手時 2) 中間時8回 3) 成果品納入時

(2) 関係機関協議

警察、各道路管理者（県、市）、各種交通事業者（バス、タクシー、鉄道会社）、駅北地区複合公共施設設計事業者、駅南地区市街地再開発事業、各種インフラ管理者（水道、下水道、電気）等関係機関を協議用資料作成対象機関とし、協議資料の作成と協議支援を行う。特に、同時期に設計が実施される駅北地区複合公共施設設計事業者とは、業務範囲の境界の計画について、綿密に調整を行う必要がある。基本的には、駅北地区複合公共施設の計画を優先するものとする。

対象機関の追加については、必要に応じて発注者と協議のうえ、必要な手続きにより変更することとする。

7. 成果品

下記成果品を納入する。

- ・ 報告書（A4版、ファイル綴じ） 1部
- ・ 報告書電子データ 1式

※Microsoft Word, Microsoft Excel, Microsoft Power Point など編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式でCD-RやDVD-R等の媒体で提出するものとする。設計図面のデータについては、dwg形式とする。

また、受注者は業務の完了後であっても、内容に誤りが発見された場合、本市の請求により直ちに成果品の修正を行わなければならない。

8. その他

- (1) 利用者の個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令の規定を順守し、適正に管理すること。
- (2) 本業務において得られた情報は、発注者に帰属するものとし、受注者は知り得た情報の一切に対して守秘義務を負うものとする。
- (3) 本業務の成果については、発注者に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた事項については、発注者及び受注者双方の協議の上、決定する。